

◎ 令和8年度町県民税申告の受付を実施いたします ◎

令和8年度の町県民税の申告受付を4~5ページの「令和8年度 町民税・県民税申告日程表」のとおり実施しますので該当する公民会を確認のうえ、申告をしていただきますようお願い致します。

この申告は、町県民税額を算出する基礎となるばかりではなく、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の算定資料となります。

申告が無い場合、町営住宅・児童手当・保育所などの手続き等に必要な各種証明書の発行ができませんのでご注意ください。

申告が必要な方

※ 申告の際に必ずお持ちいただくものについては8ページを参照してください

2~3ページを参考に申告が必要か、確認してください。

また、お電話での申告に該当された方は、下記問い合わせ先へ「税金の申告について」とご連絡ください。

なお、所得税の確定申告(青色申告を含む)を本人で作成、または税理士等に依頼され税務署へ直接提出される方は町県民税の申告は不要です。

申告受付の際はマイナンバー(個人番号)確認と本人確認をさせていただきます

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方はマイナンバーカードをご持参ください。

マイナンバーカードをお持ちでない方は以下の①+②をご持参ください。

①個人番号確認書類…通知カード・住民票の写し(個人番号記載のあるもの)のうち1点

②本人確認書類…運転免許証・公的医療保険の被保険者証・身体障害者手帳等のうち1点

事業所得や医療費控除の申告をされる方へ

会場での滞在時間短縮のため、「経営調べ(※1)や医療費控除の明細書(※2)の記入・作成」や「領収書の分類」が終わっている方からご案内しますので、必ず作成・分類を済ませてからご来場ください。

事前に作成・分類をされていない場合は待合スペースなどでご自身で作成・分類をしていただきます。

また、事業申告を行う方につきましては、必ず帳簿と領収書を持参のうえご来場ください。帳簿がない場合は事業所得として申告が出来ません。

※1 「経営調べ」は前回の町県民税申告で事業申告をされた方などに送付しております。

※2 「医療費控除の明細書」については7ページを参照してください。

農業の申告について

農業をされている方で、次の①、②の両方に該当する方は、農業所得の申告は必要ありません。

①他者へ販売を行っていない ②農業に関する交付金・補助金を受け取っていない

令和7年12月中に経営調べが届いた方で、上記に該当していた方は、下記までご連絡ください。翌年以降の経営調べを送付いたしません。

《鶴田支所と薩摩支所での税務相談はできません》

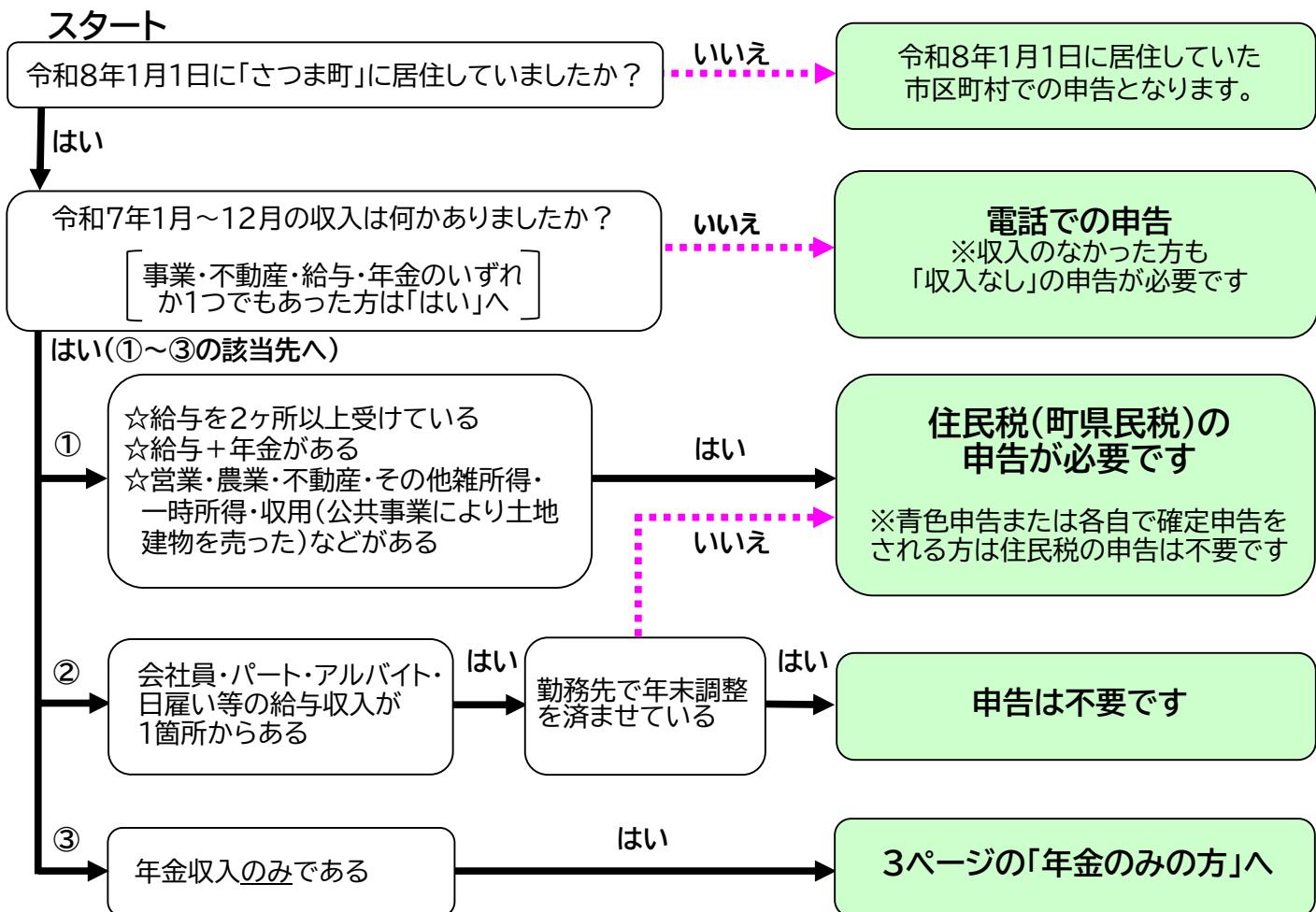
令和6年度から、鶴田支所と薩摩支所での税務業務は本庁へ集約されました。そのため支所での税務相談・窓口申告・電話申告・経営調べの提出(指定期間を除く)はできませんのでご注意ください。

☆ ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【税申告に関する問い合わせ先】さつま町役場本庁 税務課 町民税係 0996-24-8922

《申告が必要かどうか確認してみましょう》

下図を参考に申告が必要かどうか確認し、申告が必要な方は4~5ページの「令和8年度 町民税・県民税申告日程表」で該当する公民会を確認のうえ、各申告会場で申告をしてください。



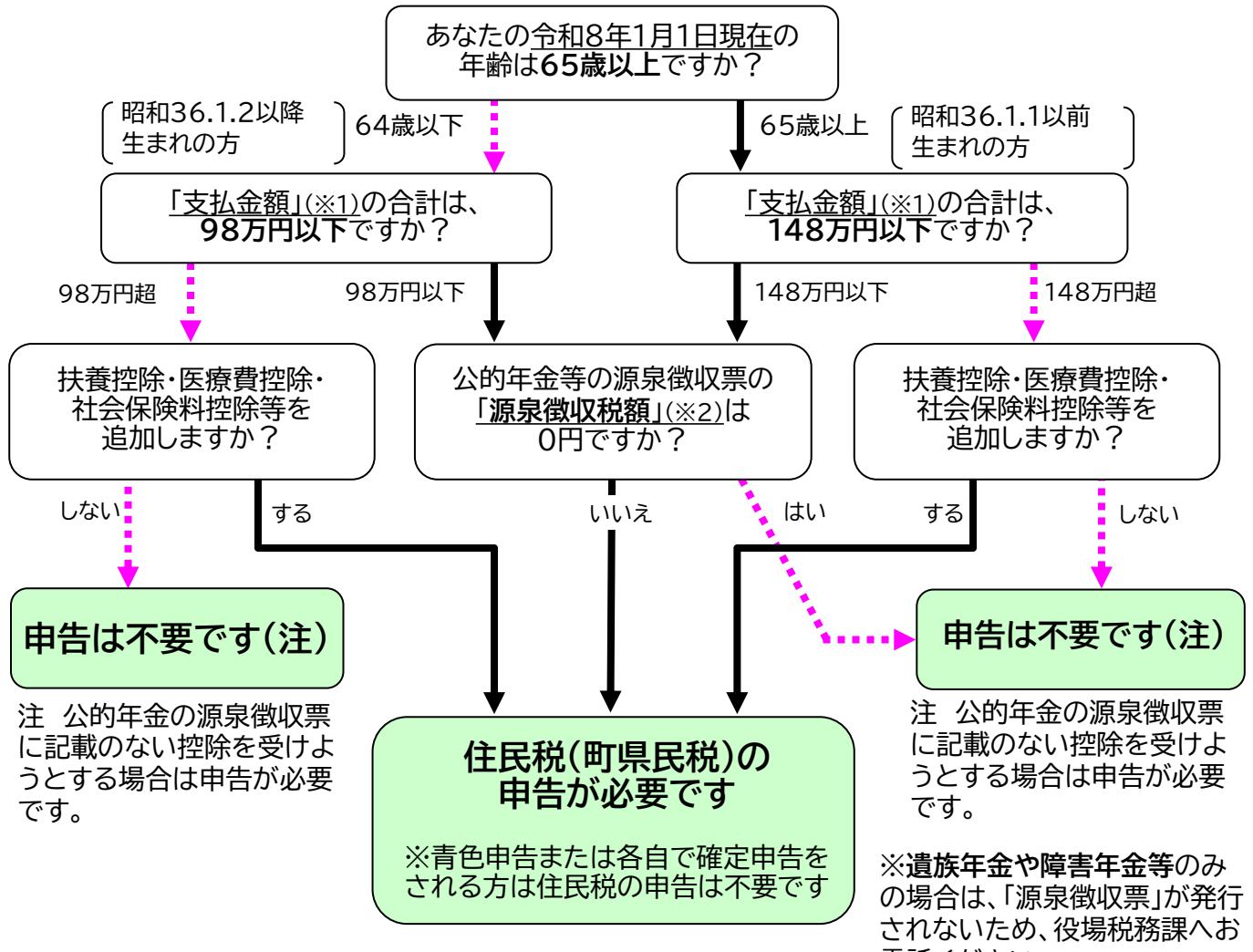
(注)

- ・所得証明書等を申請される場合は、申告が必要です。
- ・土地や建物等の譲渡があつた方(売つた方)は、申告が必要です。
- ・生年月日が平成19年4月2日以降の被扶養者の方は申告は不要ですが、収入がある場合等は申告が必要となる場合があります。
- ・株式譲渡・配当など申告の内容によっては、税務署をご案内する場合があります。

【所得税の確定申告が必要な方】

- ①公的年金等の収入金額の他に20万円を超える所得のある方、年金収入額が400万円を超える方や事業所得・不動産所得などがあり、所得税の納税額がある方
(公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要です。)
- ②年末調整をした給与以外の所得が20万円を超える方
- ③給与を2ヶ所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかつた給与の収入金額と給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ④源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納めすぎになつてゐる場合で、還付を受けるための申告をする方

《年金のみの方》



【源泉徴収票の見本】

◆申告を受ける際は、必ず「源泉徴収票」をご持参ください。

令和7年分の源泉徴収票であることを確認してください。
注)「支払通知書」とは異なります!

(※1)「支払金額」を確認してください。源泉徴収票が複数(企業年金・農業者年金他)ある場合は合計を確認してください。

(※2)「源泉徴収税額」の金額を確認してください。

(注)源泉徴収税額が各種控除を追加して計算した所得税額よりも高額であれば、所得税の確定申告をすることにより、還付を受けられる場合があります。

令和8年度 町民税・県民税申告日程表

【指定日（2/2～3/10）】 ※30日間

月日	曜	公民会名	受付予定時間	申告会場	月日	曜	公民会名	受付予定時間	申告会場				
2/2	月	◆対象者 住宅ローン控除（初回）、 年金受給者で確定申告が 必要な方など	午前の部 9:30～ 11:30	役場別館 3階会議室	2/18	水	虎居大角・下川口	9:00～ 9:30	役場別館 3階会議室				
2/3	火						甫立	9:30～ 10:30					
2/4	水		午後の部 13:00～ 16:00				一ツ木	10:30～ 11:30					
							日当瀬・海老川	13:00～ 14:00					
			きらら	9:00～ 11:00			上向	14:00～ 15:00					
			泊野高峰（大平）	11:00～ 11:30			上向中	15:00～ 15:30					
2/5	木		泊野高峰（高峰）	13:00～ 14:00		2/19	木	轟原	9:00～ 9:30				
			上平川	14:00～ 15:30			西町	9:30～ 10:30					
			大薄下	9:00～ 10:30			東町	10:30～ 11:30					
2/6	金		大薄上	10:30～ 11:30			虎居馬場・西手	13:00～ 14:00					
			下平川	13:00～ 15:30			虎居町	14:00～ 15:30					
			上狩宿	9:00～ 10:00		2/20	金	船木西	9:00～ 10:30				
2/7	土		下狩宿	10:00～ 11:00				旭	10:30～ 11:30				
			未栄の郷	11:00～ 11:30				船木東	13:00～ 14:00				
			求名町	13:00～ 14:30				船木下	14:00～ 15:30				
			上中福良	14:30～ 15:30		2/24	火	五日町・城之口	9:00～ 10:30				
			下手	9:00～ 11:00				愛宕	10:30～ 11:30				
2/9	月		下中福良	11:00～ 11:30				中央	13:00～ 14:00				
			戸子田	9:00～ 10:30				町頭	14:00～ 14:30				
			熊田	10:30～ 11:30				観月台	14:30～ 15:30				
			広橋	13:00～ 14:30				八幡馬場・屋地馬場	9:00～ 10:30				
2/10	火		築平	14:30～ 15:30		2/25	水	上仲町・天神・東谷	10:30～ 11:00				
			木渋・さくら	9:00～ 10:00				川原町	11:00～ 11:30				
			布田・前目	10:00～ 11:00				ホーブタウン・ウッドタウン	13:00～ 13:30				
			上寺下	11:00～ 11:30				浅井野	13:30～ 14:30				
			広瀬・仮屋原	13:00～ 14:30				白男川	14:30～ 15:30				
2/12	木		池之野	14:30～ 15:30		2/26	木	荒瀬	9:00～ 10:30				
			田原・あながわ	9:00～ 10:30				山崎中	10:30～ 11:30				
			はたる・豆漬	10:30～ 11:30				山崎麓	13:00～ 14:30				
			時吉新町	13:00～ 13:30				大長	14:30～ 15:30				
2/13	金		時吉中城	13:30～ 15:30		2/27	金	大畠町	9:00～ 10:00	山崎交流館			
			格野上向江	9:00～ 10:30				北原郷	10:00～ 11:30				
			格野中間下	10:30～ 11:30				折小野	13:00～ 14:00				
			諏訪下	13:00～ 14:00				須杭	14:00～ 14:30				
2/16	月		上川口	14:00～ 14:30		2/28	土	二渡町	9:00～ 10:00				
			市場	14:30～ 15:30				二渡	10:00～ 11:00				
			京塚原	9:00～ 10:00		3/2	月	黒鳥	9:00～ 10:30				
			小路下手	10:00～ 11:00				北方町	10:30～ 11:30				
2/17	火		種子田	11:00～ 11:30		3/3	火	別野	13:00～ 15:30	薩摩農村 環境改善 センター			
			大願寺	13:00～ 14:00				武白猿	9:00～ 10:30				
			下京塚原	14:00～ 15:30		3/4	水	新岩元	10:30～ 11:00				
			湯田中	9:00～ 10:30				駒ヶ段・下別府	11:00～ 11:30				
2/17	火		湯田上	10:30～ 11:30		3/3	火	尾原	13:00～ 14:00				
			湯田下	13:00～ 14:30				弓之尾	14:00～ 15:30				
			湯之元	14:30～ 15:30				吉川	9:00～ 10:00				

令和6年度から鶴田支所と薩摩支所での税務業務は本庁へ集約されました。

【予備日（3/11～3/13）】

月日	曜	公民会名	受付予定時間	申告会場
3/5	木	高嶺	9:00～ 9:30	鶴田保健センター
		栗野	9:30～ 11:00	
		新田	11:00～ 11:30	
		上下大迫	13:00～ 14:00	
		大野	14:00～ 15:00	
		大俣	15:00～ 15:30	
3/6	金	鶴田南	9:00～ 10:30	
		東湯田原	10:30～ 11:30	
		湯田原	13:00～ 14:30	
		西湯田原	14:30～ 15:30	
3/9	月	櫃ケ迫	9:00～ 10:00	
		紫尾下	10:00～ 11:30	
		紫尾中	13:00～ 14:30	
		紫尾上	14:30～ 15:30	
3/10	火	上場・大平	9:00～ 9:30	
		麓城内	9:30～ 10:00	
		鶴田大角・東	10:00～ 11:30	
		上手町・東善寺	13:00～ 13:30	
		浦川内・山神	13:30～ 14:30	
		中間・柳野	14:30～ 15:30	

月日	曜	公民会名	受付予定時間	申告会場
3/11	水	永野区	9:00～ 10:30	役場別館3階会議室
		中津川区	10:30～ 11:30	
		求名区	13:00～ 14:00	
		佐志区・時吉区	14:00～ 15:30	
3/12	木	虎居区	9:00～ 10:30	
		船木区・泊野区	10:30～ 11:30	
		宮之城屋地区	13:00～ 14:00	
		平川区・白男川区	14:00～ 15:30	
3/13	金	山崎区・久富木区・二渡区	9:00～ 10:30	
		柊野区・柏原区	10:30～ 11:30	
		鶴田区・紫尾区	13:00～ 14:00	
		神子区・湯田区	14:00～ 15:30	

△お知らせ

★個人住民税(町民税・県民税)の電子申告が可能になりました。

令和8年度(令和7年分)の個人住民税について、マイナンバーカードを利用して、スマートフォンやパソコンからマイナポータル等を経由し、eTax個人住民税電子申告支援システムから申告が可能となりました。詳しくはHPをご覧ください。

◎期限内申告をお願いします

申告日程については混雑を避けるため、公民会ごとに日時と申告会場を指定しています。ご理解いただきますようお願いいたします。

◆指定日に都合がつかない場合

→ ご都合のよい日時の申告会場へお越しください。

◆書類不足等により申告が完了しなかった場合

→ お早めに書類を整理のうえ、ご都合のよい日時の申告会場へお越しください。

◆株式譲渡・配当・利子等の所得がある場合

→ 川内税務署をご案内する場合があります。

川内税務署での申告受付期間は令和8年2月16日から3月16日までとなっています。

◆事業所得（営業・農業・不動産等）がある場合

→ 収支内容等を事前にまとめてから申告会場へお越しください。

※申告期間中は、申告会場以外での申告はお受けできませんので

ご了承ください。

◎予備日について（3/11～3/13）

予備日は例年大変混雑し、皆様に長時間お待ちいただいております。できるだけ指定日に申告くださいますようお願いします。

◇問い合わせ先◇

さつま町役場本庁 税務課 町民税係 ☎0996-24-8922
国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901

◆◆川内税務署より◆◆

確定申告は、自宅からスマートフォンを利用して申告すると大変便利です。



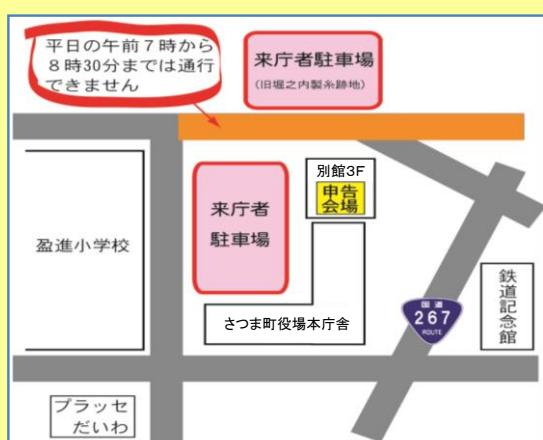
【国税庁動画
チャンネル】



【確定申告書等
作成コーナー】

ご利用の際は、下記ブラウザをご利用ください。
iPhone/iPad：「Safari」
Android：「Chrome」

役場別館3階会議室の案内図



令和7年中に支払った医療費控除の領収書のまとめ方

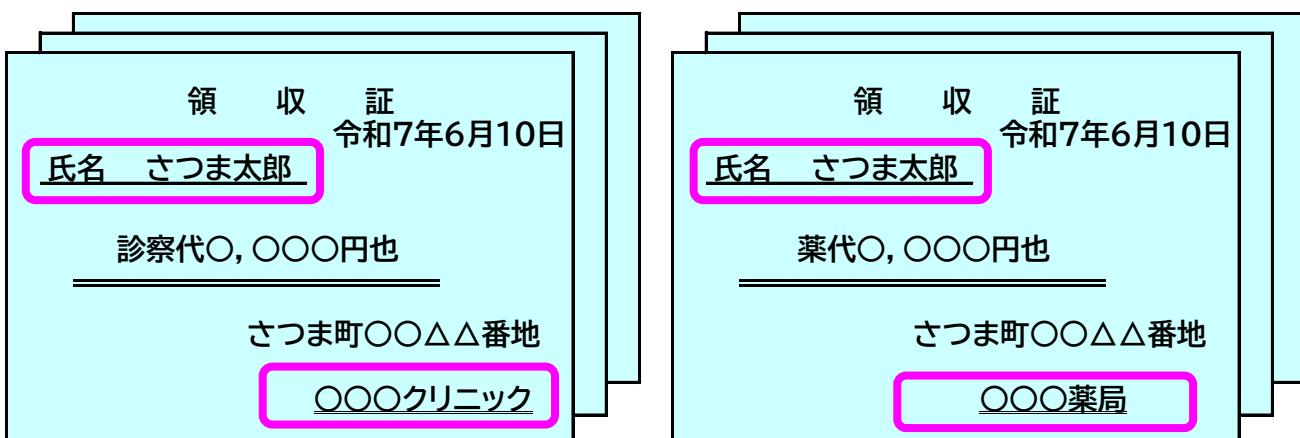
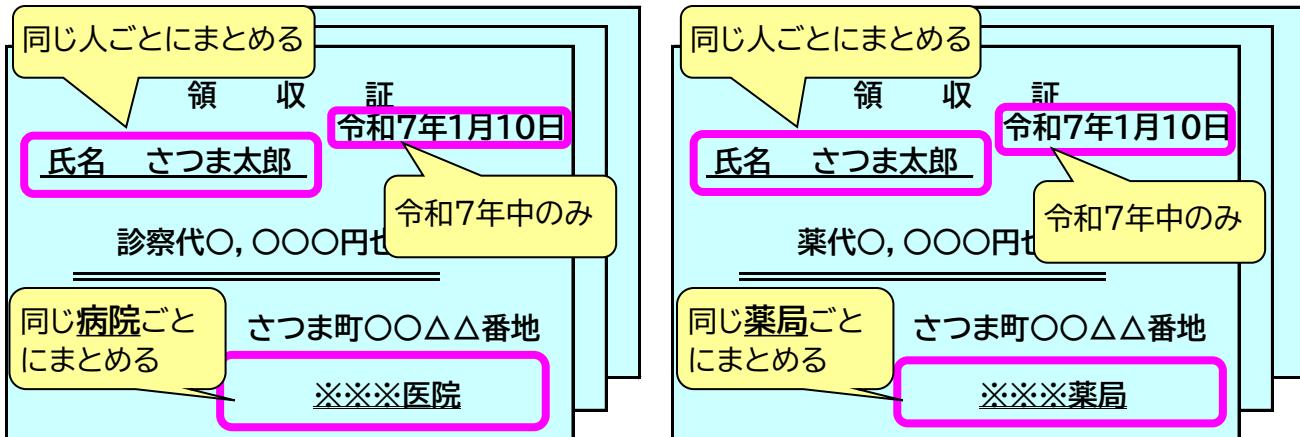
※本人(さつま太郎)と妻(さつま花子)の場合

医療費控除を受ける場合は、「医療費の明細書」を作成しなければならないため、領収書を「医療を受けた人」→「同じ病院または薬局」ごとに分類してください。

【本人(さつま 太郎)分】

- ①…本人分(太郎)ごとに分ける
- ②…同じ病院・薬局ごとに分ける
- ③…それぞれ日付順に並べ、クリップ等でまとめる

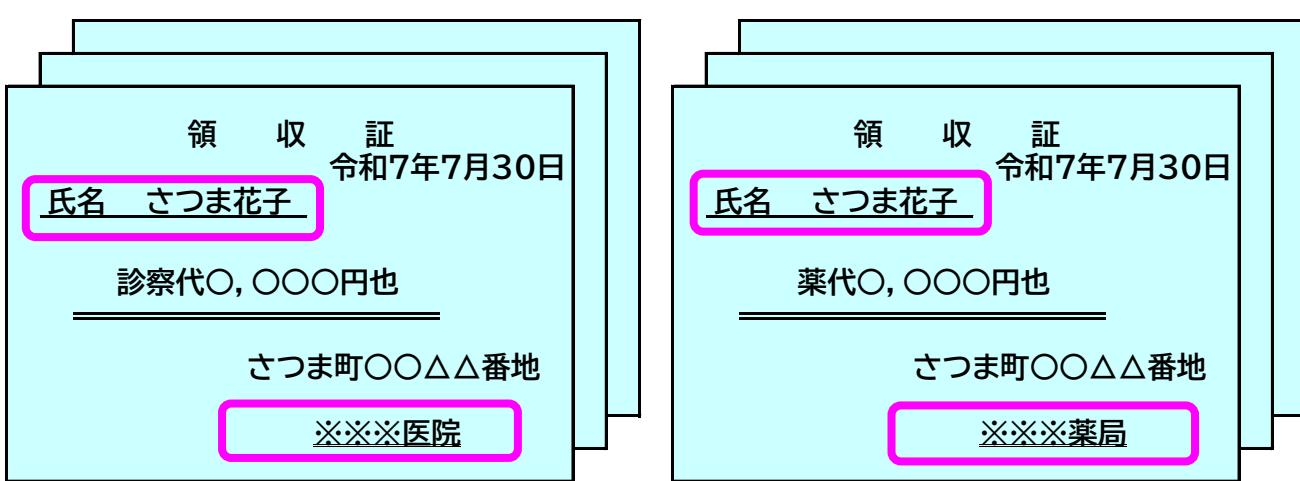
- ④…まとめた領収書ごとに医療費を計算し、7ページの明細書に記入する



【妻(さつま 花子)分】

- ①…本人分(花子)ごとに分ける
- ②…同じ病院・薬局ごとに分ける
- ③…それぞれ日付順に並べ、クリップ等でまとめる

- ④…まとめた領収書ごとに医療費を計算し、7ページの明細書に記入する



※ねたきり老人等の紙おむつがある場合は、医師の証明書(おむつ使用証明書)が必要です。

▽ 確定申告や住民税申告で医療費控除を受けられる方へ

※医療費控除の申告を受ける際は、6ページの「領収書のまとめ方」を参照され、領収書の合計を記載してください。

医療費控除の明細書の記載例

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの支払先の名称	医療費の区分	支払った医療費	左のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
さつま 太郎	本人	○○病院	診察・治療	170,000	
//	//	△△薬局	医薬品購入	30,000	
さつま 花子	妻	○○病院	診察・治療	350,000	125,000
//	//	△△薬局	医薬品購入	50,000	
合				計	600,000 125,000

※医療費控除の対象となる金額は次のとおりです。

医療費控除額(上限200万円)=医療費(保険金などで補てんされた額を除く)-10万円(総所得が200万円以下の人は総所得金額の5%)

※申告の結果、町民税が非課税又は均等割のみ課税の場合は、医療費控除は必要ありません。

令和 7 年分 医療費控除の明細書

※ 提出用

住 所 さつま町

公民会

氏名

申告の際に必ずお持ちいただくもの

- (1) 本人名義の通帳・金融機関届出印(確定申告が必要となった場合に、本人名義の通帳または口座番号の写しと金融機関届出印が必要になることがあります。)
- (2) マイナンバーカード(個人番号カード)
- マイナンバーカードをお持ちでない方は以下の①+②をご持参ください。
- ①個人番号確認書類…通知カード・住民票の写し(個人番号記載のあるもの)のうち1点
- ②本人確認書類…運転免許証・公的医療保険の被保険者証・身体障害者手帳等のうち1点
- (3) 《給与収入があり、年末調整をされていない方または2ヶ所以上から給与・報酬を受けた方》
- …源泉徴収票または事業主の支払証明書・給与明細書
- (4) 《公的年金(国民年金・農業者年金・軍人恩給等)受給者》…ハガキ等で郵送される源泉徴収票
- ※郵便局や農協等の「個人年金」受給者へも源泉徴収票が郵送されますのでご持参ください。
- (5) 《営業・不動産収入がある方》…収入・経費の帳簿、分類済みの領収書等(事前に送付済の収支内訳書)
- (6) 《農業をされている方》…収入・経費の帳簿、分類済みの領収書等
- ※経費を農協の通帳から口座引き落としを利用された方は、農協で発行される一覧表
(経費項目ごとに明細が分けてあり、大変便利ですので農協へご相談ください。)
- ※農業用機械を購入された方は、購入金額がわかる領収書もしくは売買契約書
- (7) 《シルバー人材センター等から配分金を受けている方》…配分金支払証明書
- (8) 《土地や建物等の譲渡があった方(売った方)》…売買契約書等
- (9) 《公共の収用事業で土地や建物・立木等の譲渡があった方(売った方)》
- …国または県や町から発行された収用証明書・買取等の申出証明書・買取等の証明書・支払調書一式
- (10) 《満期や死亡の保険金を受け取った方》…保険会社から送られてきた証明書
- (11) 《医療費控除を受ける方》…7ページの「医療費控除の明細書」と分類済みの領収書等
- ※保険金・高額療養費・高額介護サービス費等を受け取った場合、その内訳がわかる書類
- ※ねたきり老人等の紙おむつがある場合は、医師の証明書(おむつ使用証明書)が必要です。
- ※医療費控除の特例制度の適用を受ける場合は、健康診査や予防接種等を行ったことを明らかにする書類と、対象医薬品(スイッチOTC医薬品)の領収書又はレシートが必要です。(1万2千円以上が対象)
(医療費控除の特例制度の適用を受ける場合は、現行の医療費控除の適用を受けることはできません。)
- (12) 《生命保険料・地震保険料(旧長期損害保険料含む)・個人年金・農業者年金・国民年金等を支払った方》
- …証明書または領収書
- (13) 《身体障害者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方》
- …それぞれの手帳
- ※手帳の交付を受けていない65歳以上の方で、身体・精神の障害や寝たきりの状態等が一定の基準に該当すると町が認定した場合は障害者控除の対象となりますので、介護保険係に申請のうえ、交付される「障害者控除対象者認定書」をご持参ください。
- (14) 《都道府県・市区町村等へ寄附をされた方》
- …寄附先から発行された証明書等
- (15) 《電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書》…税務署から送付されてきた通知書

領収書等の分類をされていないと、分類を済ませてからの申告受付となり、順番が後退する場合がありますので、必ず分類を済ませてご来場ください。

また、事業申告を行う方につきましては、必ず帳簿を持参のうえご来場ください。帳簿がない場合は事業所得として申告が出来ません。